

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任 届出書

都道府県知事

殿

選任、死亡・解任から30日以内

令和〇年〇月〇日

富山県〇〇市〇〇 〇番地〇

届出者

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

届出の発生事由の根拠条項以外を消してください。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場	※整理番号	
特定工場の所在地	〇〇市〇番地	※受理年月日	
大気関係	排出ガス量	100,000N m ³ /h	※特定工場の番号
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。	※備考
水質関係	排出水量	500 m ³ /日	
	特定地下浸透水の浸透の有無		
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。	
騒音関係	騒音発生施設の種類	別紙のとおり。	
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類		
振動関係	振動発生施設の種類	別紙のとおり。	
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類		
大気関係第〇種 公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	選任年月日	令和〇年〇月〇日	
	職名	製造課 主任	
	氏名	〇〇 〇〇	
	担任業務の範囲	大気汚染防止に関すること全般	
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		水質関係、騒音・振動関係など、項目ごとに選任・解任理由を記載してください。	
選任の事由		人事異動	
大気関係第〇種 公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	（死亡・解任）年月日	令和〇年〇月〇日	
	職名	製造課 主任	
	氏名	△△ △△	
	担任業務の範囲	大気汚染防止に関すること全般	
公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
解任の事由		人事異動	

- 備考1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

別紙

有害物質を発生する施設	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
	1	塩素反応施設	19	塩素処理能力 150kg/h × 2基	化学製品製造用
	2				
	3				
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	伝熱面積 30 m ² × 2基	蒸気発生用
	2				
	3				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙

	番号	施 設 の 名 称	号 番 号	施 設 の 用 途
有害物質を発生する施設	1	電気めっき施設	66	電気めっき（六価クロム化合物使用）
	2			
	3			
有害物質を発生する施設以外の施設	1	酸又はアルカリによる表面処理施設	65	金属表面処理
	2			
	3			
	4			

注1 「施設の名称」欄は、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること

注2 「号番号」は水質汚濁防止法施行令別表1の号番号とする。

別紙

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
1	機械プレス	呼び加圧能力 1,500 キロニュートン	5	金属部品製造用
2				
3				
4				
5				
計				

注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。

注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

① 液圧プレスについては、呼び加圧能力（重量トン）

② 機械プレスについては、呼び加圧能力（ " ）

③ 鍛造機については、落下部分の重量（トン）

注3 同一の種類施設であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。